

財務諸表に対する注記（法人全体用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等－償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品－定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
東京都退職共済制度における法人の負担する掛金額を退職給付引当資産とし、同額を退職給付引当金として計上している。
 - ・賞与引当金
職員の賞与の支給に対し備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する金額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

当年度は社会福祉法人会計基準（雇児発0727第1号 社援発0727第1号 老発0727第1号 平成23年7月27日）の強制適用年度となるため、当法人もこれを適用した。
なお、これによる資金収支差額への重要な影響はない。

3. 表示方法の変更

（資金収支計算書）

前年度まで施設整備等による収支の区分に表示していた「施設整備等補助金収入」は、補助金の使途が設備整備等に限定されるものではないため、当年度より「事業活動による収支」の「市区町村補助金事業収入」（その他の事業収入）に含めて表示している。
当該補助金収入の表示組替額は2,686,870円である。

4. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 正規職員及び8時間非常勤職員は、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- (2) 正規職員は、東京都社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)
- (2) 拠点区分におけるサービス区分の内容
新田保育園拠点（社会福祉事業）
「本部」
「新田保育園」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	54,000,000			54,000,000
建物	203,548,745		5,250,795	198,297,950
合計	257,548,745	0	5,250,795	252,297,950

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(基本財産)	54,000,000 円
建物(基本財産)	198,297,950 円
計	252,297,950 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	42,370,000 円
計	42,370,000 円

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

10. 関連当事者との取引の内容

該当なし

11. 重要な偶発債務

該当なし

12. 重要な後発事象

該当なし

13. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 適用する会計基準の変更

- ・当年度より、社会福祉法人会計基準(雇児発0727第1号 社援発0727第1号老発0727第1号平成23年7月27日)を適用している。

(2) 新会計基準の移行に伴う過年度修正額

該当なし